



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2018年10月13日 No.24

乗務員勤務における適正な労働時間管理を求める 東日本ユニオン統一検証（実測）行動

第2弾 10月16日から

整理時間を実測します

職場の整理時間は、いつ設定されたものですか？

超勤が発生する場合であっても、列車遅延の報告書記入が面倒などで、サービス労働が風土化されていませんか？

<整理時間とは> ※就業規則・第85条(6)を抜粋

整理時間は、乗務後の整理のための時間とし、次に掲げる時間を通常の作業実態に応じて算定のうえ、運用行路表に指定する。

- ア 乗り継ぎに要する時間
- イ 到着から駅区境界までの時間（入区時間を除く。）
- ウ 駅区境界から車両留置線までの時間
- エ 車両留置に伴う整備に要する時間
- オ 乗務終了箇所（車両留置線及び便乗終了箇所を含む。）からの点呼箇所までの移動に要する時間
- カ 車内補充券発行機の整理、収入金締め切り等の作業に要する時間
- キ 点呼時間（報告類の記帳時間等を含む。）

その他、各職場の「内規」によって作業内容が定められています
このような実態はありませんか！？

- ◆状況報告書への変更路の記入や報告を要する事象の記入（日報など）により、整理時間が足りない。
- ◆行路の最終乗務列車が遅延した場合でも「数分の遅れでは大した超勤の額ではない」「終了時間が遅くなる」などの理由から遅れを報告書に記入せず、所定の終了時間に点呼を取り退勤している。
- ◆乗務点呼や終了点呼など、複数の社員と同じ時刻のために「点呼待ち」が発生している。
- ◆指定通路の変更などにより、移動時間が変わったのに整理時間が変わっていない。

みんなで検証！正しく申告！私たちと一緒に行動しよう！